

第39回 全国トラックドライバー・コンテスト 学科競技

問題用紙

(制限時間：60分間)

注意事項

解答はすべて別紙の解答用紙(マークシート方式)に記入すること。

解答用紙(マークシート方式)は、鉛筆を使用して必要な箇所にマークし、誤ってマークした場合は、跡の残らないように消しゴムで消すこと。

解答用紙に書かれている受験番号、氏名を確認すること。

受験番号は「『部門コード』 - 『ゼッケン番号(2桁(例：青森県 = 02))』」となる。

部 門	部門コード
2トン部門	A
4トン部門	B
11トン部門	C
トレーラ部門	T
女性部門	W

例) トレーラ部門の青森県代表の選手の場合、受験番号は「T - 02」となる。

この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。

印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で用事があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものには回答しない。

問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。

試験開始45分経過後より退席してよいが、解答用紙は机上に伏せて、他の選手のじゃまにならないよう静かに退席すること。一度退席したら再度入席は出来ない。

時間については、終了10分前と5分前に予告をする。

学 科 競 技

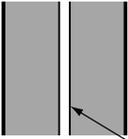
交通法規（40問）

解答用紙に正しいと思うものについては の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

-  1 . 自動車(路線バス等を除く。)は、この標識のある車両通行帯では、路線バス等が後方から接近してきた場合に、その車両通行帯から出られないおそれがあるときは通行してはならないが、路線バス等のほか貨物を輸送する事業用自動車でも、公安委員会が特に必要であると認めて指定したものは通行することができる。
- 2 . 車両総重量が750キログラムを超える車両をけん引する場合は、けん引する自動車の種類に応じた免許の他にけん引免許が必要である。
- 3 . 運転免許試験に合格した者が、免許証の交付を受ける前に交通違反をしたり交通事故を起こしても、免許を与えられなかったり、一定の期間免許証の交付が保留されることはない。
- 4 . 運転中の携帯電話使用は、大変危険で使用を禁止されているが、カーナビゲーションについては走行に必要な情報を得られるため、表示された画像をしっかりと注視することが大切である。
- 5 . 赤色の灯火の点滅信号では、自動車は停止位置で一時停止しなければならないが、自転車や歩行者は他の交通に注意して進むことができる。
- 6 . 警察官が、信号機が表示する信号と異なった意味の手信号をしている場合は、警察官の手信号に従わなければならない。
-  7 . この標識は「大型貨物自動車等通行止め」であり、車両の総重量が9,000キログラムの貨物自動車は中型自動車なので通行してもよい。
- 8 . 勾配の急な坂は上りも下りも徐行の指定場所である。
- 9 . 道路の左側部分の道幅がその車両の通行に十分でない場合、車は道路の右側部分にはみ出すことができるが、はみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。

10. 車両は同一方向に2つの車両通行帯がある時は、交通状況に応じて通行帯を選択しなければならない。
11. 歩行者用道路を特に通行を認められた車両で通行する時、歩行者がいない場合でも必ず徐行しなければならない。
12. 夜間、高速自動車国道でやむを得ず駐停車する場合には、非常点滅表示灯及び駐車灯をつけ、夜間用停止表示器材を置く必要はない。
13. 道路の曲がり角付近では、見通しがよく他に交通がなければ、追い越しをしてもよい。
14. 交通整理の行われていない道幅が同じような道路の交差点では、左方から進行してくる路面電車の通行を妨げてはならないが、右方から路面電車が進行してくるときは自車が先行できる。
15. 大型貨物自動車を運転中、標識や標示によって路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路であっても、右左折するため道路の右端や中央、左端に寄る場合はその通行帯を通行することができる。
16. 自動車で右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心の内側を速やかに通行しなければならない。
17. 徐行、停止、後退をする時の合図は、その行為をしようとするときに合図をすればよい。
18.  この標識のある場所であっても危険を避けるためやむを得ない場合以外は、みだりに警音器を鳴らしてはいけない。
19. 路面電車を追い越すときは、大型貨物自動車は路面電車の左側を、普通自動車は車体が小さいので右側を通行することが出来る。ただし、軌道が道路の左端に設けられているときは、大型貨物自動車もその右側を通行することが出来る。
20. 高速自動車国道で加速車線から本線車道に入るとき、本線車道が混んでいて入るチャンスがつかめなかったため、やむを得ず路側帯を通行した。

21. 下り坂で中型貨物自動車を運転中に、大型貨物自動車と行き違うために停車して上りの大型貨物自動車に道を譲った。

22.  左図の道路で追越しをする場合、追越される車両との距離を安全に確保するために、中央線からはみ出して追い越した。
中央線(白の実線)

23.  この標識のある道路で、道路の右側に面した施設に歩道がなかったので入った。

24. 道路交通法において車両とは、自動車と原動機付自転車をいう。

25. 本標識には規制標識・指示標識・警戒標識・案内標識の4種類がある。

26. 車両総重量8,000キログラムの中型貨物自動車は、標識や標示で最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道での最高速度は時速100キロメートルである。

27. 他の車両に追い越されるときは、出来る限り道路の左側端に寄って速度を落とし、進路を譲らなければならない。

28. 交通事故が社会問題となっている今日、自動車の運転中に過失による人身事故を起こした場合には、業務上過失致死傷罪ではなく、自動車運転過失致死傷罪という、より最高刑の重い罪に問われるよう刑法が改正された。

29. 車両通行帯が黄色の線で区画されているところでは、緊急自動車に進路をゆずる時等の場合を除き、たとえ右左折のためであっても、その黄色の線をこえて進路変更をしてはならない。

30. 道路工事の区域の端から5メートル以内の場所は駐停車禁止場所である。

31. 貨物自動車の荷台に人を乗せてはならないが、荷物の見張りのために必要最小限度の人を荷台に乗せて運転することができる。

32. 普通貨物自動車に荷物を積むときの幅の制限については、確実に固縛すれば自動車の幅の10分の1以内の長さまではみ出してもよい。

33. 自動車乗車中の携帯電話の使用については、路肩停車中であれば問題がないので、高速自動車国道を走行中であつたが、電話をかけるため路肩に停車した。
34. 荷物を降ろすときのことを考慮して、大型貨物自動車の荷台の後ろの方に荷物を載せたところ、やや自動車の安定性が悪かったので、速度を落とし安全に走行した。
35. 停留所に停止している路線バスの運転手が、手により発進の合図を出している場合は、方向指示器による合図ではないので、後方より進行してきた車両は進路を譲る必要は無い。
36. 他車との衝突を避けるため、仮免許運転練習中の標示をつけている車両の前にやむを得ず割り込んだ。
37. 貨物自動車に荷物を積載し保護シートをかけたところ、後部反射器を隠すことになったが、昼間であり反射器がそれほど用をなさないで、そのまま運転した。
38. 本年6月2日以降に普通自動車免許を受けた者は、最大積載量2,000キログラム、車両総重量5,100キログラムの貨物自動車の運転ができる。
39. バス停の前後10メートル以内は追い越し禁止場所である。
40. 車両等は、歩行者のいる道路左側に設けられた安全地帯のそばを通るときは、その動向に注意し、安全が確認できれば必ずしも徐行する必要はない。

学 科 競 技

構造機能（20問）

解答用紙に正しいと思うものについては の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

41. セミトレーラ以外の自動車であって、最遠軸距が7メートル以上で長さが11メートル以上の自動車の車両総重量は、25トンを超えてはならない。
42. 3ヶ月毎に行う定期点検箇所の内、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり3,000キロメートル以下の事業用自動車については、前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
43. 地方運輸局長は、自動車の使用者が道路運送車両法に基づく整備命令に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にある時は、当該自動車の使用を停止することができる。
44. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車30台を保有する営業所（使用の本拠の位置）には、1名の整備管理者を選任すればよい。
45. 自動車の輪荷重は、10トンを超えてはならない。
46. 事業用自動車に関し、タイヤの異状な摩耗に関する日常点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
47. 方向指示器の灯光の色は橙色であり、明るさは、方向の指示を表示する方向100メートル（告示で定める自動車にあっては30メートル）の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
48. 長さ6メートルを超える普通自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。
49. バッテリー液が規定量よりも少なくなっているときは、希硫酸を補充する。

50. 油圧式ブレーキの場合、ペダルをいっぱい踏み込んだとき、ペダルと床板との間に隙間があってはならない。
51. 自動車には発煙筒、赤色合図灯などの非常信号用具を備えなければならないが、これは高速道路を走行する場合のみ備え付けが義務付けられている。
52. 日常点検において、エア・タンクに凝水がないかどうかの点検については、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
53. 貨物の運送の用に供する普通自動車で車両総重量が8,000キログラム以上又は最大積載量が5,000キログラム以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車の原動機には、自動車が時速90キロメートルを超えて走行しないようにするための速度抑制装置を備えなければならない。
54. 前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものでなければならない。
55. 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。
56. 警告反射板による反射光の色は赤色であり、夜間150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合に、その反射光を照射位置から確認できるものでなければならない。
57. エア・タンクから多量の水分が排出されたときは、エア・ドライヤ内の乾燥剤が劣化しているので、整備工場で点検を受ける必要がある。
58. 事業用自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該営業所に備え置き、当該自動車について定期点検整備をした時は、遅滞なく、これに点検の結果、点検の年月日等所定の事項を記載して、その記載の日から1年間保存しなければならない。
59. ウィンド・ウォッシャの日常点検は、液量が適当かどうかの点検だけでよい。
60. 後退灯の数は3個以下であり、明るさは昼間にその後方100メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は他の交通を妨げないものであること。

学 科 競 技

運転常識 (30 問)

解答用紙に正しいと思うものについては の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

61. 運行記録計の装着が義務付けられている事業用貨物自動車で、故障により運行記録計による記録ができない場合は運行してはならない。
62. エンジンを掛けた状態でブレーキペダルをいっぱい踏み込んだとき、踏みごたえが軟らかく感じられる場合には、ブレーキの効きが悪くなっているおそれがある。
63. 高速道路を通行するときは、タイヤが熱をもち、空気が膨張するので、タイヤの空気圧は適正圧よりやや低くしておくべきである。
64. 事業用貨物自動車の運転者は、乗務開始前及び乗務終了後のいずれも対面による点呼ができない場合（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器により事業者が行う点呼を除く）は、運行指示書を携行しなければならない。
65. 運転者の1日についての拘束時間は13時間が基本だが、拘束時間のなかには休憩時間は含まれない。
66. 気温が著しく低い時に屋外に駐車すると、ブレーキの一部が凍り付く場合があるので、ハンドブレーキをかけ、ギアはニュートラルにする。
67. 運転に必要な情報の90%以上は視覚に依存しているといわれている。
68. 平成17年中の事業用貨物自動車の交通事故36,782件の事故類型別事故件数の構成率は、追突事故が最も多く約50%を占めており、次いで出会い頭衝突事故の順となっている。
69. カーブでは手前で十分に減速し、カーブ内ではできるだけブレーキをかけないようにするのがよい。

70. 500ミリリットルの缶ビールを2本飲んでも、2～3時間仮眠をすればアルコールは消えるから仮眠後に運転しても支障はない。
71. 一般道路での追突を防止するには、乾いた路面の場合、速度計が示す数字から15を引いた数(時速60キロメートルであれば $60 - 15 = 45$ メートル)以上の車間距離をとるのが安全だといわれている。
72. 乗務等の記録が義務付けられているのは、車両総重量が8,000キログラム以上又は最大積載量が5,000キログラム以上の事業用貨物自動車に乗務した場合のみである。
73. 夜間に自車のライトと対向車のライトで道路の中央付近の歩行者や自転車が見えなくなることがある。これを一般に「蒸発現象」という。
74. 高速道路で故障等により路肩に停止し、非常電話等による連絡や停止表示機材の設置等の危険防止措置を取った後は、車内に残って救援を待つのがよい。
75.  左に示した貨物の荷扱い指示マークは、取扱注意を示している。
76. 走行中に大地震が発生し、やむを得ず車両を道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは抜き取り、窓は閉めてドアはロックしない。
77. 霧の時は視界が極めて悪くなるが、危険を防止する為には必要に応じ警音器を使用する場合もある。
78. 貨物自動車運送事業者には、事業の運営において輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営の責任者から全従業員に浸透させ、輸送の安全性向上を図るよう努めることを目的とした運輸安全マネジメントが導入されているが、対象となる貨物自動車運送事業者は事業規模に関わらず全ての事業者である。
79. 乾燥した舗装路面における時速60キロメートルの制動距離は、時速20キロメートルの制動距離のおおむね6倍になる。
80. 雨天の高速走行時に速度を出しすぎるとタイヤが路面の水膜の上を滑走し、ハンドルもブレーキも効かなくなることがあるが、これを「ウエット・スキッド現象」という。

81. 貨物自動車は運転席が高いため、ドライバーのアイポイント（視点）が高くなっている。そのため、乗用車に比べて上から見下ろすかたちとなり、前車との車間距離は実際より短く判断しがちである。
82. 内輪差や外輪差はホイールベースが長いほど大きくなる。
83. 我が国の二酸化炭素の排出量については、全体の2割を運輸部門が占め、このうち9割が自動車に起因することから、自動車からの二酸化炭素の更なる排出削減対策の推進が必要となっている。
84. ベーパー・ロック現象とは、フットブレーキを使いすぎるとブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングが摩擦のため過熱し、ドラムとライニングの間の摩擦力が減り、ブレーキの効きが悪くなることをいう。
85. 運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に帰着するまでの運行時間（運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く）は、150時間を越えてはならない。
86. 人が目の位置を変えずに見わたせる範囲を視野といい、普通、静止時の視野は、片目で左右それぞれ160度くらい、両目で200度くらいである。
87. シートベルトは、交通事故の被害を軽減するが、運転姿勢を固定するため疲れやすい面もある。
88. A営業所から70キロメートル離れた荷主工場まで往復したところ、2時間30分かかり、20リットルの燃料を消費した。この場合の平均速度は時速56キロメートル、燃料消費量は7 km / ℓ である。
89. 衝突したときの衝撃力は、その重量と速度に比例して大きくなるため、空荷走行時よりも積載走行時の方が衝突したとき他に与える衝撃は大きくなる。
90. 国土交通大臣が認定する適性診断を受診しなければならない高齢運転者とは、70歳以上の者をいう。

第 39 回 全国トラックドライバー・コンテスト 学 科 競 技 解 答

(社)全日本トラック協会

問	○	×
1	○	
2	○	
3		×
4		×
5		×
6	○	
7		×
8		×
9	○	
10		×
11	○	
12		×
13		×
14		×
15	○	
16		×
17	○	
18		×

問	○	×
19		×
20		×
21	○	
22		×
23		×
24		×
25	○	
26		×
27		×
28	○	
29	○	
30		×
31	○	
32		×
33		×
34		×
35		×
36	○	

問	○	×
37		×
38		×
39		×
40		×
41	○	
42		×
43	○	
44	○	
45		×
46		×
47	○	
48	○	
49		×
50		×
51		×
52		×
53	○	
54	○	

問	○	×
55	○	
56	○	
57	○	
58		×
59		×
60		×
61	○	
62	○	
63		×
64	○	
65		×
66		×
67	○	
68	○	
69	○	
70		×
71	○	
72		×

問	○	×
73	○	
74		×
75		×
76		×
77	○	
78	○	
79		×
80		×
81		×
82	○	
83	○	
84		×
85		×
86	○	
87		×
88	○	
89	○	
90		×